

【論文提出者】 社会文化科学研究科 公共社会政策学専攻
共生社会論分野
石田 聖

【論文題目】

協働型ガバナンスによる紛争解決と合意形成の促進
—アメリカにおけるコンセンサス・ビルディング手法を事例として

【授与する学位の種類】 博士（公共政策学）

【論文審査の結果の要旨】

石田聖氏の論文「協働型ガバナンスによる紛争解決と合意形成の促進—アメリカにおけるコンセンサス・ビルディング手法を事例として—」は、公共政策における合意形成と紛争解決の枠組みとして、「協働型ガバナンス（collaborative governance）」を取り上げ、アメリカにおけるコンセンサス・ビルディング手法を手がかりとして、その理論、方法、実践を検討したものである。

今日、複雑化する社会問題や政策課題に対応するための住民・市民の合意形成や参加型政策形成の手法の開発は焦眉の課題である。近年注目されている「熟議デモクラシー」や「討論型世論調査」などの議論はこの課題への応答の一部であるが、実践的にどのような可能性や問題点をもつかといった点はまだ解明が不十分である。またアメリカの経験も紹介されているが、まだ断片的なものに留まっている。本論文はこの課題に答えるべく理論と実践の両面からアメリカの経験を詳細に検討したものである。

序章で著者は、公共的な課題ないしは紛争の解決が通常の法的ないしは政治的仕組みで解決できない場合、何らかの方法で合意形成や政策形成をしなければならないが、この手法や理論的研究が日本ではまだ不十分であると著者は指摘する。その上で、アメリカで研究され、実践されている手法として協働型ガバナンスがあるとして、この理論と実践を検討することが論文の目的であるとされる。

第一章「協働型ガバナンス」では、アメリカで注目を集める協働型ガバナンス論を主な考察対象としている。近年、公共政策の形成・実施に関して、アメリカでは多様な主体間の合意形成を促進し、政策形成を図るための枠組みとして「協働型ガバナンス」論をめぐる議論が盛んである。著者は、こうした議論を渉猟し、特に多様な利害関係者間での合意形成や紛争解決・処理を促進するためのコンセンサス・ビルディング手法が重要であることを指摘する。

第二章「合意形成と紛争解決」では第一章での議論を受けて、コンセンサス・ビルディングを実施する場合、多様な利害関係者間のコミュニケーション・プロセスが重視されるべきであると指摘する。合意形成の結果よりもプロセスに重点を置くべきであるとする。とくに公共的な計画作成（プランニング）において多様な利害関係者が関与する「協働型プランニング」が展開してきた過程を事例としてプロセスの重要性を指摘している。

第三章「アメリカにおける公共紛争処理の発展」では、協働型ガバナンスの公共政策領域への適用形態として、メディエーションなどの裁判外紛争処理（ADR）の理論と実践を取り入れながら発展してきた公共紛争処理の理論と歴史的展開およびこれらの実践を支える社会的基盤（法制度、実施主体、教育システム等）を整理検討している。

第四章「協働型ガバナンスの実践としてのコンセンサス・ビルディング手法」では、これまでの議論を踏まえて、コンセンサス・ビルディング手法が実際にどのようなプロセスをもって実施されているかを明らかにしている。

第五章「コンセンサス・ビルディング手法のケーススタディ」において著者はカリフォルニア州とオレゴン州での実践例をケーススタディとして取り上げ、インタビュー調査も交えて検討し、その有効性と問題点を明らかにしている。

第六章「本研究の結論と課題」において著者は、これまでの知見を整理するとともに、アメリカの手法を日本へ適用する際の問題点を検討し、この制度がアクターのニーズや問題構造の特性に応じたものであるために、直接的な移転や応用は困難であるとしている。まずはアメリカでの実践に関する情報の蓄積や理論研究の蓄積が必要であるとして論文を終えている。

以上のように、本論文は、従来の司法的・政治的制度による問題解決が必ずしも十分に機能しなくなっている現代社会において求められている課題解決のための合意形成と紛争解決のあり方に関して、協働論、ガバナンス論、合意形成論、紛争解決論を総体として検討したもので、領域的にも政治学や公共政策学のみならず都市工学などの分野にも及ぶ。こうした領域全体を見渡しながら社会的課題解決のための制度や実践を検討した本論文は詳細かつ包括的であり、このような研究はまだ少ない。今後の提言にも言及しており、学術的な貢献度は高いものであるといえる。

よって本委員会は石田論文を博士学位として合格であると判断した。

【最終試験の結果の要旨】

1月24日に審査員全員の出席のもとで最終試験を行った。

石田氏に対して、審査委員から「合意形成」という政治的アリーナから排除されるものがあるのではないか、あるいは「事実共有」ということの困難さが現場ではあるのではないかと、さらには「紛争」とは何かといった質問が出された。いずれも大きな問題であるが、石田氏がこれまでアメリカで2年間に渡って調査し、また合意形成の活動に携わってきたことを踏まえた質疑であった。氏の回答は現場での活動の即したもので、実際の合意形成の困難さ、紛争解決の困難さを理解したもので、こうした問題にこれまで真摯に向きかかってきたことを示すものであった。

膨大な分権涉猟と実践的な現場知をつなごうとする氏の努力に対して、審査委員全員一致で最終試験は合格であると判断した。

【審査委員会】

主査	伊藤	洋典
委員	岩岡	中正
委員	鈴木	桂樹
委員	石原	明子
委員	高橋	隆雄